

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市公契約審議会		
開催日時	令和7（2025）年1月21日（火） 午後2時から午後3時まで		
開催場所	みよし市役所3階 研修室5		
出席者	【委員】 望月恒男会長、鈴木智洋委員、野澤雄二委員、 鬼頭伸和委員、曾根篤委員、石川貴祥委員 【事務局】 城総務部部長、小野田総務部次長兼総務課課長、 森田総務課主幹、木戸総務課主幹、押領司総務課副主幹、 柴田総務課主査、畔柳総務課技師、藤島総務課主事		
次回開催予定日	未定		
問合せ先	事務局（総務課） 担当 木戸、畔柳 電話 0561-32-8006（直通） メール keiyaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	みよし市情報公開条例 第7条第5号の規定による
審議経過	1 開会 ○総務課長；只今より、令和6年度第2回みよし市公契約審議会を始めます。 2 会長挨拶 ○望月会長；本日はお集まりいただきありがとうございます。労働報酬下限額の設定につきましては、労働者の適正な労働条件の確保に関して非常に重要な事項ですので、本日の審議会におきましても慎重かつ活発な審議をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 3 報告事項 ○総務課長；それでは、審議に入りたいと思います。前回、昨年の9月に開催いたしました第1回審議会でも市長から諮問いたしました事項について、御審議いただきたいと存じます。 みよし市公契約条例施行規則第11条第1項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなっております。望月会長よろしくお願いいたします。 ○望月会長；それでは、議事を進めさせていただきます。		

	(1) 第 1 回公契約審議会における審議経過等について ○望月会長；報告事項「(1) 第 1 回公契約審議会における審議経過等について」、事務局より説明をお願いします。 ○事務局；資料 1 に沿って説明 ○望月会長；では、事務局の説明につきまして、御意見、御質問等があればお願いいたします。 ○委員；昨年10月に告示され、その後 2 か月半から 3 か月ほど経ちましたが、特段御意見等ないということでしょうか。 ○事務局；特に御意見等はいただいておりません。 ○望月会長；その他、御意見、御質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。ないようなので、次の報告事項に移りたいと思います。 (2) 本市の特定公契約の取組状況について ○望月会長；では続いて、報告事項「(2) 本市の特定公契約の取組状況について」、事務局から説明をお願いします。 ○事務局；資料 2 に沿って説明 ○望月会長；では、事務局の説明につきまして、御意見、御質問等があればお願いいたします。 ○望月会長；よろしいでしょうか。特に御意見等ないので、審議事項に移りたいと思います。 4 審議事項 (1) 工事請負契約等に係る労働報酬下限額の設定について ○望月会長；審議事項「(1) 工事請負契約等に係る労働報酬下限額の設定について」、こちらは内容にボリュームがあることから 4 項目に分けて御審議いただきます。 1 令和 6 年度における労働報酬下限額の設定状況について 2 労働報酬下限額設定方法の検討 (1) 特定公契約対象工事の適用範囲について 事務局より説明をお願いします。 ○事務局；(1) 特定公契約対象工事の適用範囲について、工事請負契約等は、1 億円以上を対象としていることから必然的に下請契約が多くなる状況である。また、全ての下請業者に特定公契約であることを周知し、労働環境確認書を取りまとめる元請業者の負担は非常に過大な状況であり、安
--	---

	易に対象工事を拡大することで事業者のさらなる負担増につながることから、令和7年度においての適用拡大は見合わせ、「予定価格1億円以上工事」での適用を据え置くこととしたい。 （次年度検討に向けては、本年度特定公契約を受注した事業者への意見聴取を実施する。） 【以下、非公開のため要約】 ○委員；書類の作成に手間がかかるため、1億円以上で据え置いていただきたい。 ○委員；手間というのは具体的にどのような負担がどれくらいあるのか。 ○委員；労働環境確認書を作成するにも、慣れている業者や専門家であれば簡単にできると思われるが、慣れていない事務員が賃金台帳等を調べながらやっている状況であり、とても手間と時間がかかっている。 ○委員；初めてのことで、現場が混乱しているということであるが、何年か経過して慣れていくとある程度クリアできる課題なのか。 ○委員；慣れてこればいいと思われるが、みよし市の発注で1億円以上の工事でもそこまで件数がないので、すぐに慣れるものではないと考える。 →事務局案どおりで決定 ○望月会長；審議事項「(2) 労働報酬下限額設定割合の検討について」事務局から説明をお願いします。 ○事務局；(2)労働報酬下限額設定割合について、愛知県公共工事設計労務単価が近年著しく上昇していること、また、現段階においては工事案件の実績が少なく各工事の工期も始まったばかりであり判断をするには時期尚早であること、また、現在の報告実績から鑑みて労働報酬下限額割合を引き上げることにより多くの事業者を圧迫させることが推測されるため、令和7年度においては「公共工事設計労務単価×80%」の設定で据え置くこととしたい。 ただし、あくまでも公契約条例は「公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保」を趣旨とした条例であることから、今後については、報告状況の分析や事業者への意見聴取を重ねながら段階的な引き上げを検討していきたい。 【以下、非公開のため要約】
--	---

	○委員；労働報酬下限額が引き上げられると、事業者側の持ち出しは増えるのか。 ○事務局；設計単価の100%で設計されたものを100%で受注していればいいのかもしいないが、競争であり、事業者ごとで持ち出し額は多少変わるかと思われる。また、公共事業のみでなく民間事業も受注しており、給料単価を分けて支払っているわけではないので、労働報酬下限額が引き上げられても負担は変わらないわけではないと考えている。 ○委員；設計労務単価の公表時期は毎年決まっているのか。 ○事務局；愛知県だと3月中、国は2月中旬頃に発表されている。国の公表を受け、単価設定のない工種について各都道府県で検討し、翌月頃に公表しているのかと思われる。 ○委員；最低賃金の伸び率を上回っていれば良いと考える。 →事務局案どおりで決定 ○望月会長；審議事項「(3) 労務単価設定のない工種の考え方について」事務局から説明をお願いします。 ○事務局；(3) 労務単価設定のない工種の考え方について、これまで、提出された労働環境確認書でも当該職種での報告はなされていないが、様々な工種を含む大規模改修工事等においては、当該職種の単価設定が必要となる可能性もあることから、前年と同様に「設定のあった最終3年間の単価に普通作業員の労務単価上昇率を掛け合わせた単価で設定することとしたい。 【以下、非公開のため要約】 ○委員；実績もないので、据え置きでいいのではないのか。 →事務局案どおりで決定 ○望月会長；審議事項「(4) 見習・手元、年金調整者の単価設定の考え方について」事務局から説明をお願いします。 ○事務局；(4) 見習・手元、年金調整者の単価設定の考え方について、「手元」での報告実績があることから、単価設定は必要であるものと考えられるが、対象となる標本数が少なく、見直しが必要か否かの判断がし難いため、令和6年度と同様に「軽作業員下限額の70%」で設定することとしたい。 →事務局案どおりで決定
--	---

○望月会長；以上で、諮問に対する審議を終了します。
慎重に御審議いただきありがとうございました。

(2) 令和7年度公契約審議会スケジュールについて

○望月会長；では続いて、審議事項「(2) 令和7年度公契約審議会スケジュールについて」、事務局より説明をお願いします。

○事務局；今年度は9月に業務委託契約、今回の1月で工事請負契約と2回にわたって御審議をいただきましたが、来年度につきましては12月頃を目途に、年度に1回限りの開催とし、業務委託契約と工事請負契約、両方の労働報酬下限額について同時に御審議いただきたいと考えております。まずは10月頃に事業者向けにアンケートを実施し、業務委託契約については審議会終了後早い時期に、工事請負契約については、愛知県の設計労務単価は公表後、3月末を目途に告示させていただきたいと考えております。

【以下、非公開のため要約】

○委員；来年度何かしら変えたいという話になった場合や、アンケートについて議論があった場合、今年度より少し時間がかかるのかと思ったが、ほかの委員さんが特に御意見ないようであれば、事務局案どおりで良い。

→事務局案どおりで決定

5 答申（工事請負契約等に係る労働報酬下限額）

総務課長；会長から総務部長に答申をお願いいたします。

○望月会長；それでは、答申します。令和6（2024）年9月13日付け6み総第236号で諮問のあった労働報酬下限額の設定について、みよし市公契約条例第6条第2項の規定により、次のとおり審議結果を答申します。

「1 工事又は製造の請負契約の労働報酬下限額
令和6年度の公共工事設計労務単価で設定されている49職種については、労働報酬下限額を、それぞれの単価額に100分の80を乗じて得た金額とするのが妥当である。公共工事設計労務単価の設定がない職種については、設定のあった直近3年間の単価を普通作業員単価と比較し、その平均比率を現在の普通作業員単価に乗じて得た金額に、100分の80を乗じて得た金額とするのが妥当である。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する人、年金等の受給のため賃金を調整している人の労働報酬下限額は、軽作業員の労働報酬下限額に100分の70を乗じて得た金額とするのが妥当である。」

(望月会長から総務部長へ答申書を渡す)

○総務部長；本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、また慎重に御審議いただき、誠にありがとうございます。

本市では、公契約業務に従事していただく労働者の皆様のより良い労働環境と事業者の健全かつ安定した経営環境の確保を目的に公契約条例を定めており、この審議会は公契約の適正な履行を目指すため、市にとって大変重要な機関です。

本日答申いただきました工事請負契約等の労働報酬下限額につきましては、答申内容に沿って、来年度4月からの適用に向け事務局で手続を進めてまいります。

また、本日皆様からいただきました貴重な御意見を大切に、今後の公契約に関する施策を推進して参りたいと考えております。

次年度におきましても、引き続き活発な御審議を賜りたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長；それでは以上をもちまして、令和6年度第2回公契約審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。